

最高裁秘書第2591号

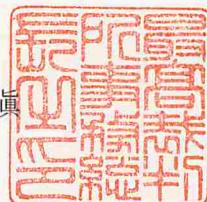
令和2年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

9月30日付けで広島家庭裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

50代の男性書記官を懲戒免職とした、令和2年5月18日付の懲戒処分書、処分説明書及び被処分者の受領書

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁秘書第2715号

令和2年11月11日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

() 諒問番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諒問を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

50代の男性書記官を懲戒免職とした、令和2年5月18日付の処分説明書

2 苦情の申出がされた日

令和2年10月5日

3 諒問番号等

(1) 諒問番号

令和2年度（情）諒問第11号

(2) 諒問日

令和2年11月4日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2716号

令和2年11月11日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第11号

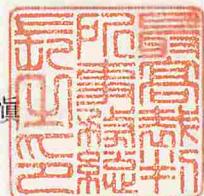
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年11月4日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



理由説明書

苦情申出人は、広島家庭裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、処分説明書（以下「本件対象文書」という。）記載の処分の理由は行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に相当しないといえる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

50代の男性書記官を懲戒免職とした、令和2年5月18日付の懲戒処分書、処分説明書及び被処分者の受領書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、9月30日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件対象文書には、被処分者の氏名が処分の内容等とともに記載されており、これらの情報は、一体として法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

そのうち、懲戒処分の公表指針に従って報道機関を通じて公表した情報及び官報公告により公表した情報は、公表慣行がある情報に相当することから、同情報は開示した。一方、その余の部分は公表しておらず、公にすることが予定されている情報にも当たらないため、同号ただし書イに相当せず、原判断庁において不開示としたものである。なお、懲戒処分を受けることは、当該被処分者に分任さ

れた職務遂行の内容に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハには相当せず、
同号ただし書ロに相当する事情も認められない。

よって、原判断は相当である。